



熊本県公報

第 1 2 6 3 6 号

平成 29 年 7 月 7 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (〃) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… (〃) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更の届出…………… (〃) 2
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定…………… (自然保護課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (〃) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業の休止…………… (〃) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業の廃止…………… (〃) 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の変更…………… (〃) 7
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 9

公 告

- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 9
- 土地改良区定款変更の認可…………… (〃) 9
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (〃) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (〃) 10
- 平成 29 年度職業訓練指導員試験の実施…………… (労働雇用創生課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 11
- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 11
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 11

登 載 依 頼

- 平成 29 年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に関する落札者の決定…………… (教育政策課) 12
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(平成 29 年度導入分)の貸貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部警務部情報管理課) 12
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(平成 29 年度導入分)の貸貸借に係る一般競争入札の実施…………… (〃) 13
- 有明海自動車航送船組合平成 29 年第 1 回臨時会の招集…………… (有明海自動車航送船組合) 16
- 熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程の一部を改正する訓令…………… (学校人事課) 17
- 審査請求に係る口頭審理開催…………… (熊本県開発審査会) 17
- 平成 29 年第 2 期くまもと「夢への懸け橋」教育プラン推進委員会の開催…………… (教育政策課) 18

告 示

熊本県告示第 6 5 4 号

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 29 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及	事業者の名称、主た	指定年月日	事業所番号	障害児通所
---------	-----------	-------	-------	-------

び所在地	る事務所の所在地及び代表者の氏名			支援の種類
放課後等デイ・児童発達支援 ジュニアサポート 菊池市隈府 3 6 4 番地 1 2	一般社団法人ジュニアサポート 菊池市隈府 3 6 4 番地 1 2 城 ひろ子	平成 2 9 年 7 月 1 日	4351200110	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第 6 5 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
新生堂薬局 益城惣領店 上益城郡益城町大字惣領 1 5 3 9 番地 3	平成 2 9 年 7 月 1 日
えいせい堂薬局 山鹿市山鹿 3 4 3 番地 4	平成 2 9 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 5 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
こどもクリニック友枝 荒尾市荒尾 4 1 6 0 番地 2 5 6	平成 2 9 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 5 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
平和薬局センター店	医療機関の名称	薬局平和調剤センター	平和薬局センター	平成 2 9 年 7 月 1 日
平和薬局古賀町店	医療機関の名称	薬局平和調剤古賀町店	平和薬局古賀町店	平成 2 9 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 5 8 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 1 8 条の 7 第 1 項の変更の認定をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 1 8 条の 5 第 2 項の規定により次のとおり公示する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社九州自然環境研究所
 菊池郡菊陽町大字原水 1 1 5 9 番地 5
 中園 朝子

熊本県告示第 6 5 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ヘルパーステーションあそ 阿蘇市内牧 9 7 6 番地の 2	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇市内牧 9 7 6 番地の 2 佐藤 義興	同行援護	平成 2 9 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 6 0 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
共同生活援助事業所リンク 天草市倉岳町宮田 1 1 7 6 番地	N P O 法人地域ふれあいホームリンク 天草市倉岳町宮田 1 1 7 6 番地 池崎 宏一	共同生活援助	平成 2 9 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 6 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅介護支援）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
菊陽町長 菊池郡菊陽町久保田 2 8 0 0	菊陽町地域包括支援センター 菊池郡菊陽町久保田 2 8 0 0	平成 2 9 年 3 月 1 日

（認知症対応型共同生活介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社肥後いこいの家 菊池郡大津町灰塚 1 2 3 番地 1	グループホーム灰塚 菊池郡大津町灰塚 1 2 3 番地 1	平成 2 9 年 2 月 1 日

（介護予防認知症対応型共同生活介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社肥後いこいの家 菊池郡大津町灰塚 1 2 3 番地 1	グループホーム灰塚 菊池郡大津町灰塚 1 2 3 番地 1	平成 2 9 年 2 月 1 日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局八代店 八代市松江城町3-3	平成29年4月6日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局臨港店 八代市大村町字溝口344-1	平成29年4月6日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局八代本町店 八代市本町1丁目8-8	平成29年4月6日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局泉田店 人吉市南泉田町70-9	平成29年4月10日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局西間店 人吉市西間上町2574-2	平成29年4月10日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局医療センター前店 人吉市老神町27-1	平成29年4月10日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局宇土店 宇土市高柳町高柳227-9	平成29年4月7日
有限会社峰正商事 熊本市南区田迎町田井島223-3	三恵薬局合志店 合志市御代志817-4	平成29年4月21日

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局臨港店 八代市大村町字溝口344-1	平成29年4月6日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局八代本町店 八代市本町1丁目8-8	平成29年4月6日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局泉田店 人吉市南泉田町70-9	平成29年4月10日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局西間店 人吉市西間上町2574-2	平成29年4月10日
アドバンス株式会社 人吉市土手町37番地	さくら調剤薬局医療センター前店 人吉市老神町27-1	平成29年4月10日
有限会社峰正商事 熊本市南区田迎町田井島223-3	三恵薬局合志店 合志市御代志817-4	平成29年4月21日

熊本県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるもの場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
株式会社いわしや窪田 熊本市中央区九品寺1丁目16番	通所介護サービスセンターみずほ	平成29年2月28日

6 - 2 0 1	下益城郡美里町安部 2 3 5 番地 1	
(介護予防通所介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
株式会社いわしや窪田 熊本市中央区九品寺 1 丁目 1 6 番 6 - 2 0 1	通所介護サービスセンターみずほ 下益城郡美里町安部 2 3 5 番地 1	平成 2 9 年 2 月 2 8 日

(訪問看護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
特定医療法人萬生会 熊本市南区田迎町田井島 2 2 4 番 地	訪問看護ステーション光の森 合志市幾久富 1 8 6 6 - 1 6 8 0	平成 2 9 年 4 月 1 日

(介護予防訪問看護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
特定医療法人萬生会 熊本市南区田迎町田井島 2 2 4 番 地	訪問看護ステーション光の森 合志市幾久富 1 8 6 6 - 1 6 8 0	平成 2 9 年 4 月 1 日

(居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
特定医療法人萬生会 熊本市南区田迎町田井島 2 2 4 番 地	訪問看護ステーション光の森 合志市幾久富 1 8 6 6 - 1 6 8 0	平成 2 9 年 4 月 1 日

(介護予防居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
特定医療法人萬生会 熊本市南区田迎町田井島 2 2 4 番 地	訪問看護ステーション光の森 合志市幾久富 1 8 6 6 - 1 6 8 0	平成 2 9 年 4 月 1 日

熊本県告示第 6 6 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるもの場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人地域たすけあいの会 玉名市中 1 0 6 8 - 1	デイサービスささえあい奥立願寺 玉名市富尾 1 2 0 2 - 1	平成 2 9 年 1 月 3 1 日

(地域密着型通所介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人地域たすけあいの会	デイサービスささえあい奥立願寺	平成 2 9 年 1 月 3 1 日

玉名市中1068-1 (介護予防通所介護)	玉名市富尾1202-1	
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人地域たすけあいの会 玉名市中1068-1	デイサービスささえあい奥立願寺 玉名市富尾1202-1	平成29年1月31日
(訪問介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社大山 玉名市青木992	ヘルパーステーションひまわり 玉名市青木992	平成29年3月31日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町1丁目9番14号	八代市社協ほほえみ坂本 八代市坂本町荒瀬1307番地	平成29年7月31日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町1丁目9番14号	八代市社協ほほえみ鏡 八代市鏡町鏡村720番地	平成29年7月31日
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578番地	鹿北ヘルパーステーション 山鹿市鹿北町岩野5490番地1	平成29年3月31日
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578番地	菊鹿ヘルパーステーション 山鹿市菊鹿町下永野650番地	平成29年3月31日
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578番地	鹿本ヘルパーステーション 山鹿市鹿本町来民962番地2	平成29年3月31日
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578番地	鹿央ヘルパーステーション 山鹿市鹿央町合里1608番地	平成29年3月31日
(介護予防訪問介護)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社大山 玉名市青木992	ヘルパーステーションひまわり 玉名市青木992	平成29年3月31日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町1丁目9番14号	八代市社協ほほえみ坂本 八代市坂本町荒瀬1307番地	平成29年7月31日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町1丁目9番14号	八代市社協ほほえみ鏡 八代市鏡町鏡村720番地	平成29年7月31日
(居宅介護支援)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町1丁目9番14号	八代市社協さわやか鏡 八代市鏡町鏡村720番地	平成29年7月31日
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578番地	鹿本・菊鹿居宅介護センター 山鹿市鹿本町来民962番地2	平成29年3月31日
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中578番地	鹿央居宅介護センター 山鹿市鹿央町山内233番地	平成29年3月31日

(訪問入浴介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中 5 7 8 番地	菊鹿訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市菊鹿町下永野 6 5 0 番地	平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 6 6 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
有限会社リバティライフ 人吉市南泉田町 7 0 番地 3	ヘルパーステーションいずみ 人吉市南泉田町 7 0 番地 3	事業所の所在地		平成 2 9 年 1 月 2 0 日
		人吉市下青井町 3 8 8 番地 8	人吉市南泉田町 7 0 番地 3	
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中 5 7 8 番地	山鹿ヘルパーステーション 山鹿市鹿本町来民 9 6 2 番地 2	事業所の所在地		平成 2 9 年 4 月 1 日
		山鹿市宗方通 1 0 5 番地	山鹿市鹿本町来民 9 6 2 番地 2	

(介護予防訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
有限会社リバティライフ 人吉市南泉田町 7 0 番地 3	ヘルパーステーションいずみ 人吉市南泉田町 7 0 番地 3	事業所の所在地		平成 2 9 年 1 月 2 0 日
		人吉市下青井町 3 8 8 番地 8	人吉市南泉田町 7 0 番地 3	
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中 5 7 8 番地	山鹿ヘルパーステーション 山鹿市鹿本町来民 9 6 2 番地 2	事業所の所在地		平成 2 9 年 4 月 1 日
		山鹿市宗方通 1 0 5 番地	山鹿市鹿本町来民 9 6 2 番地 2	

(通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人白梅福祉会 水俣市浜 4 0 8 9 - 2	白梅デイサービスセンター 水俣市浜 4 0 8 9 - 2	事業所の名称		平成 2 9 年 4 月 1 日
		白梅荘通所介護事業所	白梅デイサービスセンター	

(介護予防通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人白梅福祉会 水俣市浜 4 0 8 9 - 2	白梅デイサービスセンター 水俣市浜 4 0 8 9 - 2	事業所の名称		平成 2 9 年 4 月 1 日
		白梅荘通所介護事業所	白梅デイサービスセンター	

(訪問入浴介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中 5 7 8 番地	山鹿訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市鹿本町来民 9 6 2 番地 2	事業所の所在地		平成 2 9 年 4 月 1 日
		山鹿市宗方通 1 0 5 番地	山鹿市鹿本町来民 9 6 2 番地 2	

(介護予防訪問入浴介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中 5 7 8 番地	山鹿訪問入浴ヘルパーステーション 山鹿市鹿本町来民 9 6 2 番地 2	事業所の所在地		平成 2 9 年 4 月 1 日
		山鹿市宗方通 1 0 5 番地	山鹿市鹿本町来民 9 6 2 番地 2	

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 山鹿市中 5 7 8 番地	山鹿居宅介護センター 山鹿市宗方通 1 0 5 番地	事業所の名称		平成 2 9 年 4 月 1 日
		山鹿・鹿北居宅介護センター	山鹿居宅介護センター	

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会医療法人稲穂会 天草郡苓北町上津深江 2 7 8 - 1 0	訪問看護ステーションはまゆう 天草郡苓北町富岡 2 2 2 8 - 1 6	事業所の所在地		平成 2 8 年 8 月 1 日
		天草郡苓北町上津深江 2 7 8 - 1 0	天草郡苓北町富岡 2 2 2 8 - 1 6	

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会医療法人稲穂会 天草郡苓北町上津深江 2 7 8 - 1 0	訪問看護ステーションはまゆう 天草郡苓北町富岡 2 2 2 8 - 1 6	事業所の所在地		平成 2 8 年 8 月 1 日
		天草郡苓北町上津深江 2 7 8 - 1 0	天草郡苓北町富岡 2 2 2 8 - 1 6	

(居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
大串和久 上益城郡嘉島町大字鯨 2 7 7 8 番地	大串内科 上益城郡嘉島町大字鯨 2 7 7 8 番地	事業所の住所		平成 2 9 年 4 月 1 日
		上益城郡嘉島町大字鯨 2 7 8 9 番地 1 号	上益城郡嘉島町大字鯨 2 7 7 8 番地	

(介護予防居宅療養管理指導)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
大串和久 上益城郡嘉島町大字鯨 2 7 7 8 番地	大串内科 上益城郡嘉島町大字鯨 2 7 7 8 番地	事業所の住所		平成 2 9 年 4 月 1 日
		上益城郡嘉島町大字鯨 2 7 8 9 番地 1 号	上益城郡嘉島町大字鯨 2 7 7 8 番地	

熊本県告示第 6 6 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 7 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	植木山鹿線	山鹿市鹿央町千田字権現田 2 9 9 0 番 1 地先から 山鹿市鹿央町持松字前田 3 2 6 2 番 1 地先まで	110.0	防交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 7 月 1 0 日

公 告

熊本県公告第 3 8 5 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	画図南部地区	平成 2 1 年 3 月 1 8 日	平成 2 8 年 3 月 3 1 日	熊本県

熊本県公告第 3 8 6 号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区理事長坂田孝志から平成 2 9 年 6 月 1 3 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 2 9 年 6 月 2 7 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 3 8 7 号

八代市に事務所を置く水島土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	小橋 正治	八代市水島町 2 5 5 4 番地 2 2
就任 理事	山田 新一	八代市水島町 1 9 2 1 番地
理事	鶴田 数也	八代市水島町 2 2 6 5 番地
理事	満田 豊	八代市水島町 2 1 4 5 番地

熊本県公告第 3 8 8 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 7 月 7 日から同月 2 0 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
長野 夕帆	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字浅井田212番

2 申請年月日
平成29年6月20日

熊本県公告第389号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年7月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岩村 一盛	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字外牟田656番

2 申請年月日
平成29年6月20日

熊本県公告第390号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、平成29年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成29年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

2 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 受験資格

(1) 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者

イ 省令第45条の2第2項各号のいずれかに該当する者又は同条第3項各号のいずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除となる者

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の日時及び場所

平成29年9月8日（金）午前10時45分から

熊本県庁本館10階1002会議室（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）

5 受験申請の手続

(1) 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前6か月以内に撮影した上半身の写真で、縦40ミリメートル、横30ミリメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類

(2) 受験申請書類の受付期間等

平成29年7月14日（金）から同年8月4日（金）まで（土日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送により提出する場合は、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受験申請書類の提出先

受験申請書類は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書の上、送付すること。

熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 受験手数料

- 受験手数料（学科試験手数料）は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。
 なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は、返還しない。
- (5) 受験票
 受験申請書を受け付けたときは、後日、申請者宛てに受験票を送付する。
- 6 合否判定の基準
 満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 7 合格発表
 平成29年9月22日（金）に合格者受験番号を熊本県公報で公示し、及び熊本県のホームページに掲載するとともに、合格証書の送付により本人宛てに通知する。
- 8 その他
 (1) 受験案内、受験申請書の用紙等（以下「受験案内等」という。）は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課において交付する。
 なお、受験案内等の交付を郵送により希望する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験案内等請求」と朱書きし、郵便番号、住所及び氏名を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒（定形外角形2号）を同封し、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課に請求すること。
 (2) 受験者のうち希望する者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条第1項の規定により口頭にて試験結果（科目の得点）を開示する。
 なお、開示を行う期間は合格発表の日から起算して1か月間とし、開示を行う場所は熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課とする。
 (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。
 熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課
 電話 096-333-2342（直通）

熊本県公告第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成29年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡嘉島町大字北甘木字古屋敷2083番の一部、2084番1、2084番2、同字笈ノ瀬2086番1の一部及び2093番1の一部並びに同字笈ノ瀬2086番1地先普通財産
 3,528.20平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 上益城郡嘉島町大字北甘木2085番地
 医療法人社団 栄康会

熊本県公告第392号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
 平成29年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 阿蘇市内牧1506番地
- 2 築造者の氏名 今村正信
- 3 道路の位置 阿蘇市内牧字村下1506番28及び同1506番34
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 31.55メートル
- 6 指定年月日 平成29年6月26日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建二第59号

熊本県公告第393号

菊池郡大津町に事務所を置く護川土地改良区理事長永田光雄から平成29年6月9日付けで申請のあった定款の変更については、平成29年6月30日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
 平成29年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第394号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法

律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年7月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成29年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮島 博美	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字宮崎字村下295番1ほか6筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3160番1ほか1筆
農事組合法人本渡山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1659番1ほか2筆

2 申請年月日

平成29年6月23日

登載依頼

熊本県教育委員会公告第13号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年7月7日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
平成29年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
FTE: 4, 750
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
平成29年6月8日
- 落札者の名称及び住所
株式会社 大塚商会 九州支店
福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号 大博センタービル8F
- 落札金額
43,362,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,212,000円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成29年4月28日

熊本県警察本部告示第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成29年7月7日

熊本県警察本部長 村 田 達 哉

- 競争入札に付する事項
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(平成29年度導入分)の賃貸借
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法

- 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成29年7月18日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成32年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成31年10月1日から平成31年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県警察本部公告第52号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成29年7月7日

熊本県警察本部長 村田達哉

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（平成29年度導入分）の賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式
- (3) 業務に係る発注・契約担当部局
 熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係（熊本県庁警察棟4階）
 郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務に係る入札担当部局
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 借入物品の規格、品質等
 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（平成29年度導入分）の賃貸借に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 契約期間
 契約締結の日から平成35年12月31日（日）まで
- (7) 借入期間
 平成30年1月1日（月）から平成35年12月31日（日）まで
- (8) 納入期限
 平成29年12月28日（木）まで
- (9) 納入場所
 仕様書のとおりとする。
- (10) 入札方式（紙入札併用案件）
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、72月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年

- 熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)最低制限価格の規定を適用する。
- (13) この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札の参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(6)まで定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格を有している場合、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更がない場合がある。ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
- イ 公告の日から平成29年7月18日(火)午後5時まで
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
- エ 1(4)の入札担当部署
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
- エ 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を平成29年7月25日(火)午後5時までに熊本県警察本部警務部情報管理課に出し、機能等証明書審査結果通知書により承認を受けた者であること。
- (3) 立会に更生した者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 立会に更生した者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第81項)の第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 本県に役員等が、暴力団員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されべき関係を有しているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
- エ 役員等が、自社、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加え、役員等が、暴力団員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどの役員等が、暴力団員等と社会的に非難されべき関係を有しているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である若しくはその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されべき関係」とは、暴力団員等が参加員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 機能等証明書
- ウ 役員等一覧
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超え、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付し、電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。
- また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成29年8月1日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年8月1日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年8月17日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年8月16日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成29年8月17日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(4)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年8月16日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、

電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を用いる条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を用いる条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係
電話番号 096-381-0110（内線2443）
ファックス番号 096-381-2048
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を用いる条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the services to be leased :
A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police
- (2) Date and Place for tender:
Date: August 17 2017, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Accounts Department,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(2443)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会平成29年第1回臨時会を平成29年7月14日午後1時熊本市に招集する。

平成29年7月7日

有明海自動車航送船組合
管理者 西田 寿美生

熊本県教育委員会訓令第7号

各 県 立 学 校

熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年7月7日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程の一部を改正する訓令
熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程（昭和33年熊本県教育委員会訓令第135号）の一部を次のように改正する。

題名中「実習助手」を「校長」に改める。

第1条中「（大学を除く。）」を削り、「実習助手」を「校長」に改める。

第2条を次のように改める。

（被貸与者の範囲、被服類の品名等）

第2条 熊本県立学校に勤務する職員（以下「職員」という。）のうち、別表第1左欄に掲げる職員は、非常災害時等における業務の遂行に必要な被服類の貸与を受けることができるものとし、当該貸与に係る被服類の品名、数量及び使用期間は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、職員（次に掲げる者を除く。）のうち、別表第2左欄に掲げる職員は、その業務の遂行に必要な被服類の貸与を受けることができるものとし、当該貸与に係る被服類の品名、数量及び使用期間は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

(1) 臨時に雇用されている者で、勤務期間が6月に満たない者

(2) 休職者及び結核休養者

(3) 前2号に掲げる者のほか、被服類を貸与することが不適当な者として校長が定める者

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、被服類の数量を増減し、又は使用期間を適宜伸縮することがある。

第7条中「第2条の規定」を「第2条第2項各号のいずれかに該当したこと」に改め、「校長に」の次に「被服類を」を加える。

第8条を次のように改める。

（期間満了後の措置）

第8条 校長は、別表第1右欄及び別表第2右欄に掲げる使用期間が満了し、着用にならなくなった被服類は、当該被服類の着用者に無償で支給するものとする。

第11条中「第2条」を「第2条第1項及び第2項」に改める。

別表中	「 範 囲	貸 与 被 服 類	
		品 名	数量

「 使用 期間」	を 「 職員の範囲	貸与被服類	
		品名	数量

「使用期間」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第2条関係）

職員の範囲	貸与被服類		
	品名	数量	使用期間
校長	防災服（上下）	1	4年

附 則

この訓令は、平成29年7月7日から施行する。

熊本県開発審査会公告第1号

熊本県知事が行った開発許可処分（平成29年3月2日付け熊本県指令北景建一第111号）について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第50条第1項の規定により審査請求が提起されたので、同条第3項の規定により口頭審理を次のとおり開催する。

なお、当口頭審理の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年7月7日

熊本県開発審査会会長 天 本 徳 浩

- 開催日時
平成29年7月10日（月）午後1時30分から午後3時まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館11階 土木部会議室
- 傍聴者の定員

- 10人
- 4 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、口頭審理の開催予定時刻までに、当該口頭審理の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、口頭審理の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 5 問い合わせ先
- 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県開発審査会事務局
(熊本県土木部建築住宅局建築課)
(電話 096-333-2536)

熊本県教育委員会公告第14号

平成29年度第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会の開催について
平成29年度第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を次のとおり開催
します。

平成29年7月7日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 1 開催日時
平成29年7月18日(火) 午前10時から正午まで
- 2 場所
熊本県熊本市中央区水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館グレースシア 2階 鳳凰
- 3 議題
- (1) 第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの進捗状況について
- (2) 熊本県教育委員会の点検及び評価(平成28年度対象)について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴を希望される方は、午前9時50分までに会議の会場において受付を行います。
- (2) 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育政策課
(電話 096-333-2673)